

## 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、只見川電源流域の振興を図るため、別表1に掲げるもの（以下「町村等」という。）が行う地域産業の振興と雇用の安定確保のための新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業に要する経費について町村等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金は、町村等が別表2に掲げる事業を行う場合に当該事業に要する経費について交付するものとし、その額は、別表2により算定した額の範囲内において知事が定める額とし、その上限は2億円とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 別表1の1に掲げる団体が、補助金の交付の申請をする場合、規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、その団体の事業計画及び議事録の写しとする。

3 別表1の1に掲げる団体が、前項の補助金の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 規則第5条第1項に規定する補助金の交付の決定の内容には、別表2に掲げる費目ごとの費用の配分を含むものとする。

2 知事は、交付の決定を行うに当たっては、前条4項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号）に従うべきこと。

(2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表3のとおりとする。

(3) 補助事業の実施に関し、契約を締結する場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札により行うべきこと。

2 規則第6条第2項の規定による交付の条件は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図ることとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 町村等は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業実施状況報告書（第4号様式）により知事が指定する日までに行うものとする。

2 町村等は、当該事業が完了したときは、速やかに新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業実績報告書（第6号様式）を補助事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町村等は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付の決定を受けた町村等は、補助事業が完了したとき、前条の実績報告書にあわせて新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業補助金交付請求書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」に定める期間とし、同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

（補助事業の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月2日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月25日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年11月20日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月5日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

別表 1

1 只見川電源流域振興協議会
2 只見川電源流域の7町村 柳津町 三島町 金山町 只見町 昭和村 南会津町 桧枝岐村

別表 2

事業区分	事業項目	補助対象経費		補助額	事業主体
		費目	左の種別		
美しい環境 保全事業	①環境美化イベント事業 ②統一案内板・標識の 整備 ③その他環境保全事業	美しい環境 保全事業費	報償費 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 原材料費	補助対象 経費の 5分の4 以内の額	只見川電 源流域振 興協議会
			工事費 設備費 調査設計費 備品購入費	補助対象 経費の 3分の2 以内の額	
広域観光 PR事業	①観光パンフレット等作成 配布 ②観光イベントの開催 ③その他観光PR事業	広域観光 PR事業費	報償費 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 原材料費	補助対象 経費の 5分の4 以内の額	只見川電 源流域振 興協議会
			備品購入費	補助対象 経費の 3分の2 以内の額	
自然・文化 の大回廊整 備事業	①尾瀬街道・回廊整備 ②川に親しむ拠点整備	自然・文化 の大回廊整 備事業費	工事費 設備費 調査設計費 備品購入費	補助対象 経費の 3分の2 以内の額	只見川電 源流域の 7町村

別表 3

軽 微 な 変 更	
次の各号に掲げるもの以外の変更	
1	工事施工箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの
2	構造及び工法の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの
3	機械及び備品の仕様の変更で、重要な部分に関するもの
4	事業計画の変更のうち、事業の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった計画に基づく事業の内容を著しく変更するもの
5	別表 2 の各事業区分ごとの事業費の 15 パーセントを超えて変更するもの